

平成 28 年度ミャンマーにおける
フードバリューチェーン構築支援
委託事業 報告書

平成 29 年 3 月

農林水産省

目 次

序章 事業概要

業務概要	1
ミャンマー アウン・トゥ農畜産灌漑大臣の訪日日程.....	3
招へい者リスト.....	4

第1章

1.1 農林水産省との意見交換について	5
---------------------------	---

第2章

2.1 工程表署名式について	9
----------------------	---

第3章 FVC 構築に係る現地視察について

3.1 大田市場視察について.....	13
3.2 JA 全農青果センター視察について	17
3.3 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）視察について	21
3.4 JA はだの、圃場等視察について.....	25

序章 事業概要

業務概要

1. 業務名

平成 28 年度ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築支援委託事業

2. 業務目的

世界の食市場規模は 340 兆円（平成 21 年）から 680 兆円（平成 32 年）に倍増すると見込まれており、急速に拡大する世界の食市場を取り込み、我が国食産業の海外展開を図っていくことが必要とされている。このため、食のインフラシステムの輸出による中小企業も含めた食産業の海外展開の促進に向け、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、我が国の食品関連企業の「強み」を活かし、農業生産から加工・製造、流通、消費に至るフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）の構築を各国と協力して進めていく必要がある。

本事業は、我が国食産業の展開が最も期待される国の一つであるミャンマーを対象に、農業畜産灌漑省（以下「MOALI」という。）の幹部（大臣等）を招へいし、FVC に関する意見交換会や FVC の構築に取り組む民間企業、団体等を視察することで、両国の FVC に対する一層の理解を深めるとともに、我が国の民間企業のミャンマー進出にも資する同国の FVC 構築に貢献することを目的とする。

3. 業務委託機関

農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL：03-3501-7402 FAX：03-3502-8083

4. 業務受託機関

株式会社 JTB コーポレートセールス

〒100-6051

東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 12 階

TEL：03-5909-8091 FAX:03-5909-8110

5. 履行期間

履行期間は以下に示すとおりである。

自) 平成 29 年 2 月 21 日

至) 平成 29 年 3 月 24 日

6. 招へい日程

平成 29 年 3 月 6 日～3 月 9 日

7. 請負内容

- (1) 招へい者等との連絡調整業務、招へい、空港送迎及び宿泊先の手配、意見交換会の運営、ワーキングディナーの手配、FVC 構築に係る現地視察・移動用車両、通訳などの手配等

- (2) 成果品の作成

8. 業務実施体制 (担当者)

総括責任者・コーディネーター：株式会社 JTB コーポレートセールス 北村 裕紀

業務補助者：株式会社 JTB コーポレートセールス 岡崎 宏昭

業務補助者：株式会社 JTB コーポレートセールス 中井 理恵

業務補助者：株式会社 JTB コーポレートセールス 坂井 麻衣

手配・経理担当者：株式会社 JTB コーポレートセールス 土生 有子

通訳管理者：PASIA 株式会社 市川 奈央子

ミャンマー アウン・トゥ農畜産灌漑大臣の訪日日程

	3/6 (月) (1日目)	3/7 (火) (2日目)	3/8 (水) (3日目)	3/9 (木) (4日目)
午前	3/5 22:10 ヤンゴン発 (NH814) 6:45 成田着 ホテルにチェックイン	9:00~11:00 大田市場視察 (大田区東海 3-2-1) 11:30~12:30 昼食 (移動 80 分) 14:00~15:30 JA 全農青果センター視察 (埼玉県戸田市美女木 1141) (移動 50 分) 17:15~17:45 ・ 工程表署名式 (大臣室)	(移動 60 分) 10:00~11:30 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 視察 (小平市鈴木町 2-772) (移動 30 分) 12:30~13:30 昼食 (移動 60 分) 14:30~17:00 JA はだの、直売所、圃場等視察 (神奈川県秦野市平沢 477) (移動 90 分)	7:30 ホテル発 11:00 成田発 (NH813)
昼食	ホテル内			
午後	14:45~15:15 関係政府機関幹部表敬 16:00~18:00 農水省との意見交換 (第3 特別会議室) 18:30~ 農水省との意見交換会			16:30 ヤンゴン着
泊	赤坂エクセルホテル東急	赤坂エクセルホテル東急	赤坂エクセルホテル東急	

招へい者リスト

No	氏名	役職
1	アウン・トゥ H.E Dr. Aung Thu	農業畜産灌漑大臣 Union Minister for Agriculture, Livestock and Irrigation.
2	キン・ゾー Dr Khin Zaw	農業畜産灌漑省次官(畜水産・地方開発担当) Permanent Secretary, Livestock/Rural Development
3	チョウ・ヌエ Mr Kyaw Ngwe	農業畜産灌漑省次官(協同組合担当) Permanent Secretary, Cooperatives
4	イエ・ティン・トゥン Dr Ye Tint Tun	農業畜産灌漑省農業局長 Director General, Department of Agriculture, MOALI
5	タンダー・チー Dr Thanda Kyi	農業畜産灌漑省計画局課長 Director, Department of Planning, MOALI

第 1 章

1.1 農林水産省との意見交換について

日時：平成 29 年 3 月 6 日 16：00～18：00

場所：農林水産省内会議室

3 月 6 日午後、ミャンマー農業畜産灌漑省アウン・トゥ大臣一行は、関係政府機関の表敬訪問の後、農林水産省本省を訪問し、フードバリューチェーンの構築に関し、同省担当官との意見交換会を実施した。冒頭、田野井農林水産省大臣官房審議官より挨拶が述べられ、概要は以下のとおりであった。

【田野井審議官挨拶】

- ・今年 1 月にネピドーで開催された協力対話において、「フードバリューチェーン構築に関する工程表」の作成作業が完成した。明日、山本農林水産大臣との間で合意議事録の署名式を行うことは大変喜ばしい。この工程表には、ミャンマーの農業の発展に向けた様々な取組が掲げられており、その実現のために日本とミャンマーの官民が協力していくことが重要である。
- ・本日の意見交換会や明日からの視察を通じ、フードバリューチェーン構築に対する理解を深めるとともに、日本とミャンマーとの間の経済をはじめとした様々な関係が深まることを期待する。

これに対し、アウン・トゥ大臣より、農林水産省からの歓迎に感謝が述べられた後、今回の訪問の目的や抱負などについて、概要以下のとおり発言があった。

【アウン・トゥ大臣挨拶】

- ・本日の意見交換は、農協、有機 JAS、卸売市場などミャンマーが抱える農業分野の課題解決に役立つと考えている。日本の経験を学び、ミャンマーの課題解決に生かしていきたい。この工程表は、国家全体のプロジェクトであり、ミャンマーの発展に役立つものである。日本の知見を分かち合ってくれたことに感謝する。

【日本の農協について】

同省経営局協同組織課より、日本の農業協同組合の概要について説明。

これに対し、アウン・トゥ大臣らからは、農業協同組合の経営・運営・構成員等について、及び農協に対し、行政として、資金面での支援や融資に関する質疑が寄せられた。同省経営局協同組織課から、農業協同組合の経営・運営・構成員等についての説明がなされ、資金面での支援や融資に関しては、農協運営のための資金援助は行っていないが、農業施設の整備等にあって、農協に補助金を出すこともあること等の説明があった。

【有機 JAS について】

同省食料産業局食品規格室より、有機 JAS 制度の概要について説明。

これに対し、アウン・トゥ大臣らからは、有機農産物が市場に占める割合、有機農産物の価格や登録認定機関の選定基準、検査で問題が発覚した場合の対応等に関する質疑が寄せられた。

同省食料産業局食品規格室からは、有機農産物に関する説明、登録認定機関に関する説明等があった。

次に、翌日訪問する大田市場の概要について、英語のビデオを放映した。

最後に、全体を踏まえた意見交換が行われ、田越し灌漑における日本の水管理等についての質疑が寄せられ、同省からは、近年、日本が進めている用排分離方式等について説明があった。



意見交換会（農林水産省本省）

農林水産省内での意見交換後、アウン・トゥ大臣一行は、都内で農林水産省幹部らと意見交換を行った。農林水産省からは、農地の有効活用、若者に対する就農支援策、農協改革等に関する我が国の経験について紹介がなされた。また、アウン・トゥ大臣からは、日本の農業に学びたいという意欲が示されたほか、トゥレイン・タン・ズィン大使からは、日本の農村を訪問した時の体験に触れ、日本の品種改良や機械化が進展していることが印象深かった等の意見が述べられた。

第 2 章

2.1 工程表署名式について

日時：平成 29 年 3 月 7 日 17：15～17：45

場所：農林水産省大臣室

3 月 7 日、山本農林水産大臣とアウン・トゥ・ミャンマー農畜産灌漑大臣が、農林水産省内において、「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表」の取組の実行やレビュー等に関する議事録への署名を行った。

今後、日ミャンマー双方の官民が連携し、工程表に掲げられた取組を着実に実行していくこととされている。

【プレスリリース（抜粋）】

別紙参照

山本農林水産大臣とアウン・トゥ・ミャンマー連邦共和国農畜産灌漑大臣による「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表」の合意議事録署名について

平成 29 年 3 月 7 日

農林水産省

1. 経緯

平成 26 年 9 月に開催された「日ミャンマー農林水産業・食品協力対話第 1 回ハイレベル会合」において、日本とミャンマーの官民が連携し、ミャンマーにおけるフードバリューチェーンの構築のための具体的な方策の検討を開始することに合意しました。

その後、両国において「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表」の作成作業を進め、この度工程表が完成したことから、本日、山本農林水産大臣とアウン・トゥ・ミャンマー農畜産灌漑大臣が、工程表の取組の実行やレビュー等に関する議事録への署名を行いました。

今後、日ミャンマー双方の官民が連携し、工程表に掲げられた取組を着実に実行していくこととしています。

2. ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表の概要

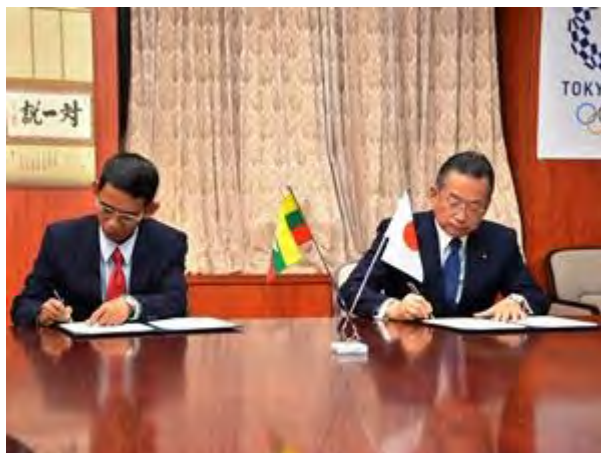
「ミャンマーにおけるフードバリューチェーン構築のための工程表」は、日ミャンマー両国の官民の取組を有効に連携させ、ミャンマーのフードバリューチェーンを構築・高度化することを目的に、(1)品目別対策、(2)品目横断的対策について、今後 5 年間に取り組むべき項目を取りまとめたものです（別紙概要参照）。

1. 品目別対策

米・豆類、畑作物、園芸作物(薬用植物を含む)、畜産物、水産物

2. 品目横断的対策

農業金融、農業機械、農業資材、種子産業・遺伝資源、食品産業、農民組織、研究・普及、農業教育



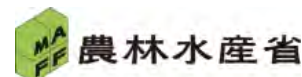
署名する山本農林水産大臣とアウン・トゥ・ミャンマー農畜産灌漑大臣



署名後握手する山本農林水産大臣とアウン・トゥ・ミャンマー農畜産灌漑大臣

出典：農林水産省ホームページ

ミャンマーにおけるフードバリューチェーン(FVC)構築のための工程表(概要)



農林水産省

1. 工程表策定の意義

- 農業は自然を相手にする産業であり、諸課題について短期間に成果を得ることが難しいことから、中長期的視点を持って、優先順位を付けつつ基本的な事項から取り組んでいく必要。
- 「工程表」は、日ミャンマー**両国の官民の取組**を有効に連携させてミャンマーのFVCを構築・高度化することを目的に、①品目別対策(米・豆類、園芸作物、畜水産物等)及び②品目横断的対策(農業金融、農業資材、食品産業、研究・普及、種子等)について、今後5年間に取り組むべき項目を取りまとめたもの。
- 日ミャンマー双方による工程表の計画的な実施がミャンマー農業の包括的发展に大きく寄与。

2. 工程表における主な行動計画(2016年～2020年)

【品目別対策】

■米・豆類

- ・品種の純化、赤米の除去、碎米率の低減、機械化推進
- ・圃場整備と併せた灌漑排水施設、農道等の整備
- ・中小企業金融を活用した精米設備更新 等



■園芸作物

- ・優良種苗の供給、適正な農薬・肥料の投入
- ・卸売市場の整備等による近代的流通システム確立
- ・民間投資によるコールドチェーン整備を含む品質管理向上 等



■畜産

- ・人工授精による良質な畜種の安定供給
- ・コールドチェーンの整備による枝肉による取引
- ・口蹄疫等の家畜疾病の診断能力強化、ワクチン普及 等



■水産

- ・科学的調査による水産資源量の把握
- ・内水面養殖の改善(種苗、施設整備等)
- ・輸出に対応した品質管理、衛生管理体制の整備 等



【品目横断的対策】

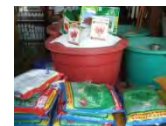
■農業金融

- ・ミャンマー農業開発銀行(MADB)による機械・設備資金の拡充
- ・MADBの審査能力の強化
- ・MADBの融資に対する信用保証の供与 等



■農業資材

- ・農薬・肥料に関する法令の改善、実施細則の整備
- ・薬効分析及び残留農薬分析を行う分析施設の強化
- ・植物防疫行政に関する体制確立 等



■食品産業

- ・中小企業金融、免税措置等の中小企業支援
- ・外国企業の投資促進
- ・加工食品の品質基準の作成 等



■研究・普及

- ・研究と普及の連携、現場ニーズに応じた研究の実施
- ・普及員の増員、必要機材の配備
- ・国家普及実施計画の策定 等

